

## 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5条）

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

熊本県教育委員会規則第 号

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則（平成15年熊本県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に、「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

第2条第1項中「『教諭等』」を「『教諭等』」に改め、同条第2項中「『指導が不適切な教諭等』」を「『指導が不適切な教諭等』」に改め、同条第3項中「『指導改善研修』」を「『指導改善研修』」に、「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「第3条」を「前条」に、「第25条の2第5項の規定に基づく専門家」を「第25条第5項に規定する専門的知識を有する者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

### 3 内容

- (1) 教育公務員特例法の一部改正により生じた引用条項のずれに対応するため、関係規定の整理を行う。（第1条、第2条、第4条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行う。
- (3) この規則は、公布の日から施行する。

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則（平成15年熊本県教育委員会規則第1号）新旧対照表

旧

(趣旨)  
 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の2並びに教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2及び同法第25条の3の規定の趣旨に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という)に対する指導が不適切な教諭等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)  
 第2条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」)という。)を除く。)及び講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教諭等」とは、精神疾患及びその他の疾病以外の理由により、教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であり、次の各号のいずれかに該当する教諭等をいう。  
 (1)～(4) (略)

3 この規則において「指導改善研修」とは、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する研修をいう。

(判定審議会)  
 第4条 県教育委員会は、第3条の規定により申請された教諭等が指導が不適切な教諭等に該当するか否か及び指導改善研修終了時における指導の改善の程度を判断するに当たり、教育公務員特例法第25条の2第5項の規定に基づき専門家等の意見を徴するため、判定審議会を置く。

2 (略)

新

(趣旨)  
 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の2並びに教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条及び同法第25条の2の規定の趣旨に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という)に対する指導が不適切な教諭等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)  
 第2条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」)という。)を除く。)及び講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教諭等」とは、精神疾患及びその他の疾病以外の理由により、教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であり、次の各号のいずれかに該当する教諭等をいう。  
 (1)～(4) (略)

3 この規則において「指導改善研修」とは、教育公務員特例法第25条第1項に規定する研修をいう。

(判定審議会)  
 第4条 県教育委員会は、前条の規定により申請された教諭等が指導が不適切な教諭等に該当するか否か及び指導改善研修終了時における指導の改善の程度を判断するに当たり、教育公務員特例法第25条第5項に規定する専門的知識を有する者等の意見を徴するため、判定審議会を置く。

2 (略)